

# 令和6年度大学生による中高生のための 消費者教育モデル事業を実施しました

富山県消費者協会では県からの委託事業として、「令和6年度大学生による中高生のための消費者教育モデル事業」を実施しました。

この事業は、令和4年4月に成年年齢が引き下げられたことなどを踏まえ、若年層への消費者教育を推進するため、大学生が消費生活に関する基礎的な知識を身に付けるとともに、学生自らが高校生等に消費者啓発活動を行うもので、大学生は高校生等に教えることで理解が深まり、高校生等は年齢の近い先輩に教わることで、消費者問題を自分事として捉えやすくなるのがねらいです。

令和6年度は、富山国際大学子ども育成学部 松山 友之 教授のゼミ生6名（3年生）に協力していただきました。

## <事前学習>

1月24日（金）に、大学生自身が富山県消費者協会の田中 勉 事務局長（元 富山県消費生活センター所長）から、「若者の消費者トラブル～傾向と対応～」契約の基本や成年年齢引下げ、若者の特性を踏まえた消費者トラブルの特徴や事例、消費者トラブルへの対処などについて学びました。



事前学習

## <高校生への出前講座>

3月11日（火）に、富山国際大学附属高校 国際英語コース 2年生38名を対象に、ゼミ生が講師となって若者の消費者トラブルを注意喚起する内容の出前講座を実施しました。

高校生に興味を持って楽しく学んでもらえるよう、ゼミ生が企画・作成した『すごろくで学ぼう！ より良い消費生活』と題した消費者トラブルに関する“すごろく”を、6グループに分かれて実施するクイズ・ゲーム形式の参加型の講座で行いました。

すごろくを通して、高校生に架空請求やネットショッピング、定期購入などのトラブルについて、注意する点やトラブルに遭った場合の対処などを学んでもらう良い講座を提供することができました。



高校生への出前講座